

埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について

失職等・死亡・離婚・被災が以下の要件に該当した場合、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。

なお、高等学校等就学支援金において既に支給限度額(月額 33,000 円)を受給しており家計急変を申請しない場合でも、本補助金の家計急変世帯申請においては施設費や入学金について補助を受けられる場合がございますので申請漏れのないようご注意ください。申請年度を遡って申請することは出来ません。

	失職等	死亡・離婚	被災
対象となる期間	令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日		
所得要件	世帯の推計年収※ ¹ 約 590 万円未満相当 (算定基準額 154,500 円未満)	前年所得が少ない方の 保護者の前年年収が 約 720 万円未満相当 (判定額※ ² 212,700 円未満)	前年の世帯年収が 約 720 万円未満相当 (判定額※ ² 212,700 円未満)
家計急変要件	【次ページ参照】 (就学支援金に準じる)	前年の収入が多い方の 保護者の死亡・離婚に より親権喪失	災害(地震・水害・火事 等)により半壊以上

※1 家計急変事由発生後の 3 か月(事由発生から令和 7 年 4 月より前に発生している場合は令和 7 年 1 月～3 月分)の収入状況から年収を推計し、所定の算定方法を用いて「算定基準額に相当する額」を算出。なお申請時の計算には就学支援金「年収推計シート(Excel)」を用いる。

※2 通常の判定額の算出方法に同じ。以下の計算式を用いる。

【判定額】=(【(市町村民税の)課税標準額】)×0.06-【市町村民税の調整控除額】

■ 補助開始月

補助開始月は、以下①、②のうちいずれか遅い月とする。

- ① 当該年度の初月(令和 7 年 4 月)
- ② 家計急変発生日の翌月(月の初日が家計急変発生日の場合は当月)

■ 補助終了月

補助終了月は、以下①、②のうちいずれか早い月とする。

- ① 当該年度の末月(令和 8 年 3 月)
- ② 推計年収 590 万円を超える月の前月

■ 「失職等」の申請・審査の流れ(概要)

基本的には、就学支援金(家計急変支援制度)の申請の流れに沿った方法で審査が行われます。就学支援金と重複する審査については、その審査結果を流用します。なお、就学支援金と異なり、本補助金では 1 月の収入状況確認を行いません。

「失職等」に含まれる主な家計急変事由

1. 主たる生計維持者である保護者等が会社員など被雇用者の場合

- 負傷・疾病による療養のために勤務できないこと(その後 90 日以上就労困難)
- 自己の責めに帰することのできない理由による離職※
 ※ 雇用保険受給資格者証に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象
 (例: 会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職(倒産状態の会社を離職、
 妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職))

離職理由 コード	離職理由
11(1A)	解雇((1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。)
12(1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21(2A)	特定雇止めによる離職(雇用期間 3 年以上雇止め通知あり)
22(2B)	特定雇止めによる離職(雇用期間 3 年未満等更新明示あり)
23(2C)	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間 3 年未満等更新明示なし)
31(3A)	事業主からの働き掛けによる正当な理由のある自己都合退職
32(3B)	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
33(3C)	正当な理由のある自己都合退職((3A)、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。)
34(3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職(平成 29 年 3 月 31 日までに離職した被保険者期間 6 月以上 12 月未満に該当するものに限る。)

2. 主たる生計維持者である保護者等が自営業者などの場合

- 負傷・疾病による療養のための廃業・休業(その後 90 日以上就労困難)
- 営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合
 ※ 破産手続きの開始(破産法 18,19 条)、特別清算開始の申立て(会社法第 511 条)、再生手続開始の
 申立て(民事再生法第 21 条)、更生手続開始の申立て(会社更生法第 17 条)、金融取引の停止
- 妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後 30 日以上就労が困難な場合
- 保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等(90 日以上)のため、保護者等の父母を扶養するた
 めに事業の廃止を余儀なくされた場合
- 常時保護者等本人の介護を必要とする親族の疾病、負傷等(事業を廃止し、その後看護を必要
 とする期間が 30 日以上、または常時の介護が必要なもの)のために事業の廃止を余儀なくされた
 場合

3. その他の家計急変事由

- 主たる生計維持者である保護者等が、被災により就労困難等となった場合(当面の間、新型
 コロナウイルス感染症の影響による収入減も含む)
 ※ 会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合がある。詳細は「高等学校等就学支援金 家
 計急変事由一覧」参照のこと。

■ 対象とならない場合

- 定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職 等